

平成 29 年度宮代町児童福祉審議会会議録

開催日時：平成 29 年 10 月 18 日（水）午後 6 時

開催場所：役場 202 会議室

出席者（敬称略）： 加藤一雄、山根珠江、戸田加代子、岡田千恵

事務局： 渡辺課長、門井室長、小野主査、松岡主任保育士

傍聴：1 名申込みあり（欠席）

1. 開会

2. 課長挨拶

3. 議題

（1）委員の選任について

- ・委嘱状の交付（名簿順）
- ・会長及び副会長の互選

委員の推薦により、会長を加藤一雄様、副会長を戸田加代子様決定

※以下（2）以降の議題は加藤会長が進行

（2）宮代町児童福祉審議会条例について

事務局より資料 1 をもとに説明

（意見、質問なし）

（3）宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例について

事務局より資料 2 をもとに説明

渡辺課長：補足 第 3 条第 1 項の就労の時間は、国基準は月 48 時間から 64 時間までで設定しておりまして、自治体が決めることとなっております。近隣は 64 時間ですが宮代町では、48 時間で定めています。どの自治体でも、すでに入所している方が翌年度の申請時に勤務証明書により保育の必要性が確認できる場合は退所とすることはありません。そのため、48 時間勤務の方が入所していて、常勤勤務の新規入所の方の待機児童が発生しかねない現状があります。

加藤会長：認定基準とは、町独自のものですか。内容的には同じですか。

渡辺課長：ほぼ同じです。

(4) 宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準の見直しについて

事務局より資料3をもとに説明

加藤会長：平成29年度の入所時に待機児童はおりませんでした。途中から待機児童がでるとするのは、引っ越し等の理由ですか。

松岡主任保育士：4月入所時点では、カインド・ナーサリー本田園の開所もあり、数名の空きがありました。毎月の入所申請で空きが埋まりつつあります。

加藤会長：今現在の待機児童はどのくらいですか。

小野主査：平成29年10月1日現在の定義に基づく待機児童は3名となっております。新定義では、育休中で復職を希望している方は待機児童に含まれますが、育休を延長するために保留通知を必要としている方は待機児童に含まれません。実際には、申込みをして入所されていない方は20数名となっております。

加藤会長：年度当初には、カインド・ナーサリー本田園に空きがあると聞いていましたが、その影響もありますか。

小野主査：平成28年度は10月時点で申込みをして入所されていない方が約50名でしたので、カインド・ナーサリー本田園の開所により低年齢児の受け入れが多くなり、待機児童の減少となっております。

渡辺課長：公立保育園においても、安全で可能な限り受け入れを増加しております。年度当初は10数名の余裕がありましたが、新たな転入や4月時点で6カ月未満だったお子さんが満6カ月になったなどで、途中入所の申請があります。

加藤会長：保育料の滞納者はいますか。

小野主査：約10名おります。平成29年度入所判定時は、滞納を理由に調整点での減点が1件ありました。6カ月以上滞納のため3点減点をしました。

渡辺課長：完納せずに卒園しているケースも含んでおります。今までの取扱は不十分でしたので、今年度からは厳しく納付をお願いしております。

岡田委員：減点された1件の方は、入所できますか。

小野主査：入所されています。

岡田委員：カインド・ナーサリー本田園は何名入所できますか。

小野主査：19名の定員で、内訳は0歳児が5名、1歳児が7名、2歳児が7名となっております。

渡辺課長：小規模保育施設は3歳児未満の施設であり、3歳になった時に他の保育園に移りやすくするために、加点を大きくしました。

岡田委員：現時点では3歳以上の移る保育園に空きはありませんか。

小野主査：平成29年4月開所のため、平成30年度入所判定時期が初めての移行となります。加点を増やし、積極的に保育園に移っていただけるようにしていきたいと考えております。

岡田委員：3歳の年少クラスの時期では、幼稚園に入る場合もあると思います。現状は、移れないことはないのですか。

小野主査：現在入所している5名の2歳児の中には、幼稚園に入園する意向があって小規模保育施設を選択している方もおります。

岡田委員：待機児童は低年齢児ですか。

小野主査：0歳児から2歳児です。

4. その他

事務局より平成29年度入所申請の内訳について説明

○調整点について

加点調整は、低年齢児に多い傾向でした。0歳児67%の方に加点し、年齢が上がるごとに割合が減りまして、5歳児は13%の方に加点がありました。低年齢児は育休終了や兄弟が入所していることによる加点が多い内訳となっております。

○指数について

最高指数は13点（基本10点+保育士1点+母子家庭2点）、最低指数は3点（求職活動）でした。

○保育の必要性の内訳について

就労は居宅外勤務93%と居宅内勤務3%、障害・疾病は1%未満、求職とその他（DV等）が3%となっております。出産や看護・介護での申請はありませんでした。

○希望園への入所について

第一希望の園への入所は9割強となりました。少数の希望園を記入された方で、希望していない園に空きがあった場合には、町からご案内をして希望外の園に8名入所されました。

渡辺課長：ご案内しても特定園のみ希望の場合は入所されていませんが、待機児童の定義には含まれません。保留通知を受けて育休延長の理由づけになっている場合もあります。日本の労働環境の問題でもありますが、会社が積極的に育休を推奨しているのではなく、入所できないから育休延長したいという風潮となっております。

加藤会長：宮代町で保育園が増えることはありますか。

渡辺課長：検討していただいているところもあるのですが、難しいのが現状です。

加藤会長：平成 29 年度は待機児童がいなくても、来年度の入所はどうかかわらないですよ。

渡辺課長：対策を考えているところです。

岡田委員：特定園を希望して入所していない方は待機児童にならないとありましたが、自転車で子どもを乗せて悪天候の中遠くの園に行くことは難しいので、希望を書けない園もあるのではないのでしょうか。今回の基準表の改正を見ても正社員が有利なのではないかと受け止めました。体調を崩し回復後に就職したが収入面では高くない勤務先でも家族は転職を勧められないケースがあると聞いたことがあります。家庭環境が様々な中で、近くに手助けを頼むことができない場合や、正社員の父母と収入面でも違いがある場合の方にとって、公平性と言えるのか疑問に思います。

加藤会長：確かに距離の問題は難しく、毎日通うとなると大変だと思います。指数での判断なので仕方ないところもあると思いますが、距離的なものは考慮できればよいと思います。

岡田委員：子どもが複数いる場合は、保育園だけでなく学童の送迎もあるので、遠い園では、職場と保育園と学童を行き来しないといけなくなるのではないのでしょうか。

加藤会長：その辺は考慮できませんか。

小野主査：必要性の事由の証明書から指数を付けるので、そこからは園と職場の関係性は拾い上げられないのが現実ではあります。しかし、同指数の方で選考となった場合には、申請書と一緒に提出していただく家庭状況調書の送迎方法や祖父母の状況を見て、検討しております。

渡辺課長：多くの希望園をご記入いただいている場合には、第二・三希望園に入所されている方が多く、自転車での送迎手段の方に遠くの園を決定したケースはありません。一つの園のみ記入の場合には、その園に入所できなければ仕方ないという意思表示ととらえております。

加藤会長：9割の方が第一希望園に入所できているのであれば、一部の問題でもありますね。

渡辺課長：その一部の方の調整が大変なのです。

門井室長：特に一部の方からすれば、公平性が保たれているのかという気持ちが正直にあるかもしれないと思います。

渡辺課長：第一希望園に入所できなかった一割の方は、なぜ私だけ？と思うのは事実で、そこを汲んでいけるように受付の際に聞き取りを行って状況を反映できるようにしたいと思っております。

加藤会長：事務局の方よろしく申し上げます。

岡田委員：改正点の1で、現行では指数の低い方のみでの判定というのはどのような方法ですか。

小野主査：一般的には、父が常勤で母がパート勤務の場合は、母の勤務証明書の指数で判定を行っております。

岡田委員：平成30年度は父母合算で指数の高い方が入所できるとなると、父母とも正社員の家庭が有利となります。公平性という点ではどうなのでしょう。

渡辺課長：どのような雇用かということではなく、時間数での判定なのでそこは問題ないのではないのでしょうか。

岡田委員：働かなくてはいけない状況になった人が正社員になることは難しいと思います。父母とも正社員の家庭は長時間の保育が必要であるが、保育園に入所できて収入が多く、一方で、収入面で就労が必要だが指数が低いため入所できずに働くことができないとなると、貧困の差の原因になってしまうのではないのでしょうか。

門井室長：雇用形態を問うているわけではなく、パートでも正社員でも時間数を見ておりますので所得に必ずしもつながらないのではないのでしょうか。

岡田委員：パートは正社員より時間数は少ないのが現状です。社会保険等加入することで長時間働いても引かれてしまうことがあります。

渡辺課長：収入を得たい方は多い時間数で働いていると思いますので、時間数での判定で汲みとれるのではないのでしょうか。家庭の事情については、家庭状況調書にて同指数の場合には配慮したいと思っております。また、パートの掛け持ちなどは、合わせて計算していきます。税金や保険の問題もありますが、すべて引かれてしまうわけではないと思います。

岡田委員：働かなければならない人は、先のことを考えるより今現在手元に収入を得たいのだと思います。勤務先によっては、80時間以内の勤務や掛け持ち禁止など状況が違います。公平性の点で疑問を持ちます。

渡辺課長：どのようにしたらいろんな事情の方々に公平にできるのかということで入所判定基準を検討しました。千差万別の方々をどこまで汲めるのかと現行の基準から改善しましたが、これが100%ではないのでより良い状況に近づけていきたいと考えております。

岡田委員：一時保育はどこの保育園で行っていますか。

小野主査：みやしろ保育園と姫宮保育園で行っております。

岡田委員：保育料は一日2,000円ですか。国納保育園はやめてしまったのですか。

松岡主任保育士：国納保育園での一時保育をやめた時に、みやしろ保育園の受入れ枠を拡大しました。

岡田委員：一日の利用者数はどれくらいですか。

松岡主任保育士：最大 15 名受け入れられます。

渡辺課長：年間平均で一日 8 名の利用となります。

松岡主任保育士：年度末になるにしたがって 1 歳になる子が増えるので、10 名以上受け入れることもあります。

岡田委員：自分自身の経験ですが、以前は保育の必要性の事由に求職中は含まれていないため保育園に入所できずに一時保育を利用しましたが、子どもがいると仕事を探すことができないので、矛盾を感じていました。今は改正されて求職中も利用ができるとのこと、また入所判定基準の見直しがあると聞いて興味をもったので、委員に立候補しました。しかし、収入に関しては公平性が気になる点ではあります。

渡辺課長：実体験のある方の視点で見ていただけるのは大変ありがたいことです。

戸田委員：今年度も 2 月頃に入所選考委員会はありますか。

小野主査：例年は入所選考委員会を開催しておりましたが、今年度からは福祉課で選考を行い、何らかの形で示すことを予定しております。

渡辺課長：児童福祉審議会委員の方々に入所判定基準を公平な目で見ていただき、入所の調整は行政が責任もってやっっていこうと考えております。

小野主査：入所受付時に申請者から詳しい聞き取りを行って、状況を把握していきたいと思います。

5. 閉会